

7農企第1409号
令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 馬場 雄基

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	大笹生地区 (川子坂・座頭町・久地木・中ノ内・上ノ町・水野・原・荒古屋・折戸・安養寺・芋畠・大平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域は、農地中間管理機構の利用意向が高く、集積が進めている地区であるが、農業者の平均年齢76歳と高齢化が進み、今後規模縮小を考えている農業経営体が多い。また、専業の担い手の減少や後継者不足により労働力が不足し、遊休農地の拡大が懸念される。さらに、鳥獣被害が多くため対策していく必要がある。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:29名 認定新規就農者:5名
多面的機能保全組合:1組織 団体経営体:3経営体
主な作物:果樹、野菜類、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

果樹、水稻、野菜類を3本柱に農業経営を継続し、デイワークや多様な手段を活用して、労働力の確保に取り組みながら農業をPRしていき、新規就農者の確保に繋げていく。また、地域全体で鳥獣被害防止対策に積極的に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	289 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】